送るために…の利用

皆さんは成年後見制度をご存知でしょうか？この制度は認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために民法その他の法律で定められたものです。

ご家族より「自分が若い間は本人の力になれるが、親亡き後のことを考えると心配」との声が多い中、足羽更生園でもこの制度を利用する方が少しずつ増えています。

今回は成年後見制度についてご紹介します。

成年後見制度って？ Q&A

Q どんな目的で利用するのですか？

A 知的に障害があると、不動産や預貯金といった自分の財産管理、施設などの利用契約の締結、遺産分割協議などを自らの判断で適切に行うことが難しい場合があります。そこで、本人の代理となるのが家庭裁判所で選ばれた成年後見人、保佐人、補助人です。

法律行為において、契約などの代理をしたり、同意をしたり、本人の同意を得ないで行ったものを取り消したりして、本人が安心して社会生活を送れるようにします。

このように本人の利益を第一に考えて、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活をすることができるような社会を作るという理念）のために利用されることが望まれます。

Q 「成年後見人」「保佐人」「補助人」の違いは？

A 本人の判断能力の程度について、精神科医による鑑定により次の三つに分けられます。

後見…ほとんどの生活場面で、自分の判断で法律行為をすることができない場合

保佐…簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助がないとできない場合

補助…大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助がないとできない場合

この区分によって成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）が選任されます。成年後見人等を監督する成年後見監督人が選任されることもあります。

Q 成年後見人にはどんな人がなるのですか？

A 本人の親族がなることが多いですが、親族以外にも、法律、福祉の専門家といった第三者や公益法人等が選ばれることがあります。

親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約83％（割合は子、兄弟姉妹、親、配偶者の順）、親族以外の第三者が選任されたものが約17％（割合は司法書士、弁護士、社会福祉士の順）といったデータがあります。年々、第三者の選任が増加する傾向があるようです。

足羽更生園の場合、現在十五名の利用者の方に対して、十五人が選任されています（成年後見人十人、保佐人四人、成年後見監督人一人）。

Q 利用するにはどのような手続きが必要ですか？

A 必要な書類をそろえて、家庭裁判所に申し立てをします。それから家庭裁判所の調査官による調査を経て、本人の精神鑑定後に審判が行われ、結果の通知を受けることになります。

申し立てから審判までの期間はおよそ三～六ヵ月と言われています。

山代温泉にて

Q 成年後見人になると、介護もしないといけないのですか？

A 成年後見人等は、本人の生活、医療、福祉など、本人の身の回りに配慮しながら、本人を保護、支援します。ただし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。したがって仮に成年後見人が選任されても、日常生活で必要な範囲の買い物などは本人が自主的にすることができます。

成年後見人等は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

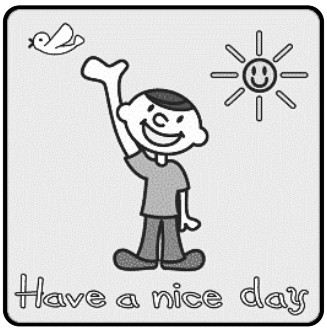

安心して生活を
成年後見制度

足羽更生園では九名の方に対して、第三者（親族以外）の成年後見人等が選任されています。
成年後見人等の方や利用者の方にお話を伺いました。

成年後見人等より

A氏　利用者の方の意向を踏まえながら身上監護や財産管理をしていくことが成年後見人としての役割ですが、現在の状況を考えると一緒に出かけるなどの直接的な支援も必要だと思っています。
利用者Dさんには、人との関わりの経験を通して変化が出てきてくれることを期待すると共に、私との関係もより良いものにしていきたいと思っています。

B氏　利用者Eさんと一緒に買い物に出かけたときのうれしそうな大きい声と笑い声が印象的でした。
利用者Fさんとの思い出としてはお母さんとの面接が印象的でした。子どもさんへの思いに胸を打たれました。お母さんを交えた関係作りを支援したいと思っています。

信頼関係を築きながら…

利用者より

Cさん　初めは知らない人で心配だったが、だんだん慣れてきた。お金のことも任せて楽になった。
女同士で何でも話せるのがいい。これからもずっとお願いしたい。

六呂師高原にて

成年後見人の業務として大切なものは「施設の利用契約の締結」「支援計画の同意と報告の確認」「日常的な本人の状態の把握」と考えています。今後のこととして、できれば支援計画作成におけるニーズ（本人の要望）の把握時に成年後見人としての思いも聞いていただければと思います。
Cさんは月一回の成年後見人の方の面会を楽しみにしています。他利用者の方の家族が来園するのを見て、自分には家族の面会がないのを寂しく思っていたようですが、成年後見人が決まってからは寂しい思いも和らいできたようです。
買いたい物があるときなどは「Gさん（成年後見人）に相談するわ」との言葉も聞かれます。
利用者の方が安心して生活するための手段の一つである成年後見制度。「関心はあるが、もう少し具体的に知りたい」「手続きが複雑そうで…」との声もありますので、現在選任されている成年後見人等の方々にご協力いただきながら、今後も説明会などを行っていく予定です。

取材・編集　大澤　直美

夏祭り（8/6）

暑い中でしたが、みなさん楽しく過ごされました。

浴衣美人とハイ、チーズ!!

ヨーヨーつり…真剣…

浴衣姿でいつもよりおしとやか!?